

● 樹木所有者又は管理者の皆様へのごお願い ●

安全安心な道路のために！ “ 樹木の管理に御注意ください ” ！

- 県道に接する民地等で管理している樹木が、道路上に倒れたり、枝を落として、車両や通行者に迷惑をかけることがあります。これらに起因して事故が発生した場合は、**「当該樹木の所有者等は責任を問われる」**ことがあります。
(民法第717条及び道路法第43条)
- 樹木所有者の皆様には、**「伐採又は枝払い等」**の管理をお願いいたします。

■ 作業時の注意事項 ■

- ① 電線や電話線がある箇所の場合は危険が伴いますので、**事前に最寄の東京電力又はNTTに連絡し立会いのもと行ってください。**
- ② 作業に当たっては、**通行車両、自転車及び歩行者の安全を確保と、樹木からの転落防止等に十分配慮してください。**



■ 問い合わせ・ご相談・ご紹介先 ■

- ① 茨城県高萩工事事務所(道路管理課)
TEL0293-22-2255 FAX0293-23-1241
- ② 日立市役所(道路管理課) TEL0294-22-3111
- ③ 高萩市役所(建設経済部) TEL0293-23-2111
- ④ 北茨城市役所(建設課) TEL0293-43-1111
- ⑤ 日立警察署 TEL0294-22-0110
- ⑥ 高萩警察署 TEL0293-24-0110
- ⑦ 東京電力(茨城カスタマーセンター) TEL0120-995-332
- ⑧ NTT東日本(水戸アクセス技術センター) TEL0294-36-6941

関係法令条文

民法

(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)

第717条

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

道路法

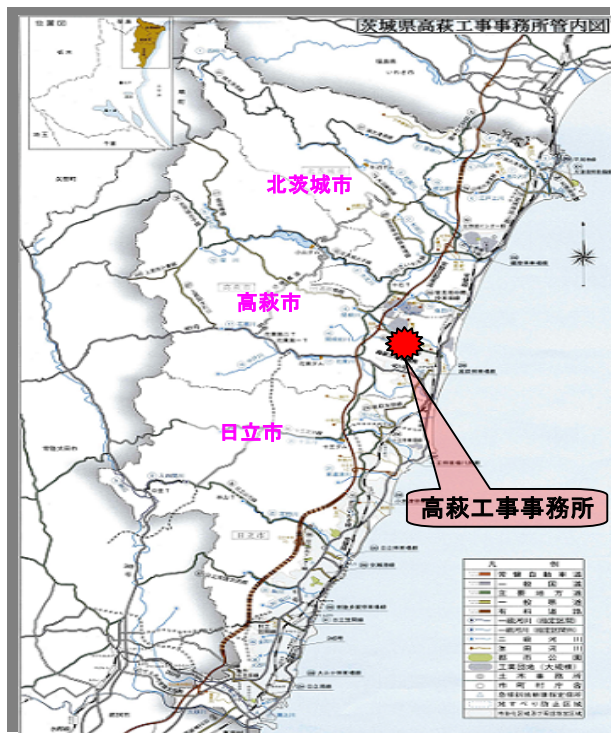
(道路に関する禁止行為)

第43条 何人も道路に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 1 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 2 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

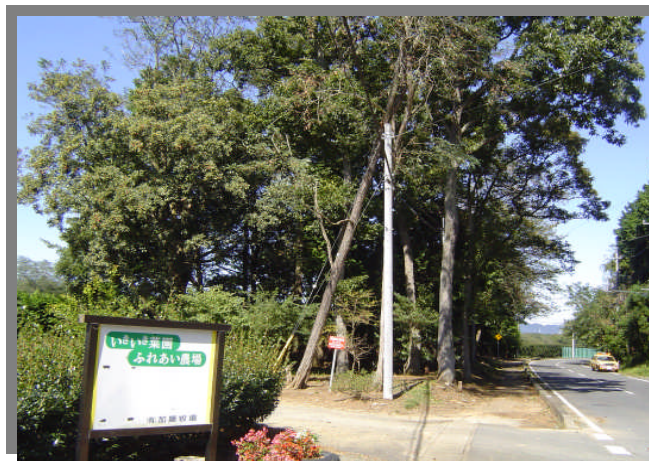


高萩工事事務所管内図



■ 皆様が所有する樹木が、道路を覆ったり、道路に張出すことのないよう注意して管理願います。道路法の禁止行為に当たる場合は、工事事務所長が樹木の移転や伐採命令を出すことがあります。

伐採前状況



伐採後状況

